

# 2024 年度立教大学 GLAP 奨学金

## 「高等教育の修学支援新制度」の採用者となった場合について

2024 年 3 月

国が実施する「高等教育の修学支援新制度（授業料減免＋給付奨学金。以下、新制度という）」の採用者となった場合、GLAP 奨学金の支給時期（春学期 6 月・秋学期 12 月）に、新制度の支援区分を確認して支給金額を決定します。ただし、2024 年 4 月以降に新制度へ申請した場合等により、支給時期に支援区分が確定していない場合は、GLAP 奨学金の支給時期が 1 か月程度遅くなることがあります。詳細は、該当者に通知いたします。

### 高等教育の修学支援新制度との併給制限について（2024 年度）

新制度の支援区分	GLAP 奨学金（下記は減額後の支給年額）
第 I 区分	支給なし
第 II 区分	新制度で採用された通学形態に応じて、減額支給 自宅通学 40 万円 自宅外通学 10 万円
第 III 区分	新制度で採用された通学形態に応じて、減額支給 自宅通学 80 万円 自宅外通学 65 万円
多子世帯 (2024 年度のみ適用)	新制度で採用された通学形態に応じて、減額支給 自宅通学 90 万円 自宅外通学 80 万円

※採用時（入学時）、新制度の支援区分が第 I 区分に該当し、2024 年度春学期の GLAP 奨学金が支給されない場合でも、その後の新制度の支援区分見直しにより、GLAP 奨学金が受給できるようになる場合がありますので、必ず採用手続きを行ってください。

採用手続きを行わなかった場合、GLAP 奨学金を辞退したものとみなします。

※新制度の内容に変更が生じた場合、GLAP 奨学金の併給条件等にも変更が生じることがあります。

※「減額支給」に該当する場合、減額後の支給年額を分割して支給します。

※2025 年度以降、「多子世帯」に該当する場合は世帯所得によらず第 I 区分と同額の支援を受けられることが予定されており、「多子世帯」の GLAP 奨学金併給制限は「支給なし」に変更となる予定です。

※新制度は毎年秋（10 月頃）に、支援区分の見直しが行われます。その結果によって、GLAP 奨学金については、以下のような受給例が考えられます。

(受給例) 自宅通学で、支援区分の見直しによって支援区分が変わらなかった場合①

	2024 年度 春学期	2024 年度 秋学期
新制度の支援区分	第 I 区分	第 I 区分
GLAP 奨学金	支給なし	支給なし

(受給例) 自宅通学で、支援区分の見直しによって支援区分が変わらなかった場合②

	2024 年度 春学期	2024 年度 秋学期
新制度の支援区分	第 II 区分	第 II 区分
GLAP 奨学金	減額支給（20 万円）	減額支給（20 万円）

(受給例) 自宅通学で、支援区分の見直しによって支援区分が変わった場合

	2024 年度 春学期	2024 年度 秋学期
新制度の支援区分	第 I 区分	第 II 区分
GLAP 奨学金	支給なし	減額支給（20 万円）

以上